

振込規定（新旧対比）

変更箇所のみ表示しています。

改定前	改定後
<p>4.（振込通知の発信）</p> <p>(2) 窓口営業時間終了後に振込機による振込の依頼を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、依頼日の翌営業日に振込通知を発信します。</p>	<p>4.（振込通知の発信）</p> <p>(2) 窓口営業時間終了後<u>および銀行休業日にATMによる振込の依頼を受付けた場合、前項の規定にかかわらず、依頼日の当日に振込通知を発信します。</u> <u>ただし、振込先の金融機関の状況や受取人口座の状況等により、依頼日の翌営業日を振込指定日として取り扱うことがあります。</u></p> <p><u>(3) 当行が振込通知を発信しても、振込先の金融機関の状況や受取人口座の状況等により、入金翌日以降となる場合があります。</u></p>
<p>7.（依頼内容の変更）</p> <p>(1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。</p> <p>A. 訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>B. 当行は訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p>	<p>7.（依頼内容の変更）</p> <p>(1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。</p> <p>① 訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。 <u>ただし、訂正内容によっては、訂正依頼書および振込金受取書等の提出を省略することがあります。</u></p> <p>② 当行は訂正依頼書<u>または訂正の申出</u>に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p>
<p>8.（組戻し）</p> <p>(1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続きにより取扱います。</p> <p>A. 組戻しの依頼にあたっては当行所定の組戻依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>B. 当行は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>C. 組戻された振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却しますので、振込金受取書等を提出してください。ただし、現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に記名押印のうえ提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p>	<p>8.（組戻し）</p> <p>(1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続きにより取扱います。</p> <p>① 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。 <u>ただし、組戻内容によっては、振込金受取書等の提出を省略することがあります。</u></p> <p>② 当行は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>③ <u>組戻された振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。</u>この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p>